

広島県告示第九百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十二年十二月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
山県郡安芸太田町大字加計字清水原二六一番 八地先から 山県郡安芸太田町大字加計字清水原二六一番 四地先まで	一三・二〇〇 一七・〇〇〇	一三・二〇〇 一九・四〇〇	幅員減少 一般国道四三 号と重複 不用物件延長 三七・〇〇メ ートル
	六一・〇〇	六一・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
山県郡安芸太田町大字加計字清水原二六一番 八地先から	一三・二〇〇 一九・四〇〇	一三・二〇〇 一九・四〇〇	
	六一・〇〇	六一・〇〇	

山県郡安芸太田町大字加計字清水原三六二番
四地先まで

新

一三・二〇〇
二七・〇〇〇

六一・〇〇〇

幅員減少
一般国道四三
三号と重複
不用物件延長
三七・〇〇メ
ートル